

# 島根県報

号外第三四号

平成十五年三月二十八日

(金曜日)

## 規 則

### 目 次

行政権限委任規則の一部を改正する規則

(人 事 課)

#### 公布された条例等のあらまし

行政権限委任規則の一部を改正する規則（規則第三号）

#### 一 規則の概要

1 知事に属する次の権限を新たに地方機関の長に委任することとした。

(一) 島根県立大学条例に基づく次の権限

国際交流を推進する上で特に有益と認められる場合に、入学検定料、入学料、授業料及び学生寮使用料の減免を決定すること。

(二) 砂利採取法に基づく次の権限

(1) 砂利採取業者に対し、認可を取り消し、又は砂利の採取の停止を命ずること。

(2) 第二十六条の規定による命令をしようとするときに、聴聞を行うこと。

(三) 採石法に基づく次の権限

(1) 採取計画を認可すること。

(2) 採取計画の変更を認可すること。

(3) 軽微な変更の届出を受理すること。

(4) 氏名等の変更の届出を受理すること。

(5) 採取計画の認可又は変更の認可に係る処分をする場合に、関係市町村長の意見を聴くこと及び処分をした旨を当該関係市町村長に通報すること。

(6) 採取計画の認可又は変更の認可に条件を付すること。

(7) 採石業者に対し、認可を受けた採取計画の変更を命ずること。

(8) 岩石の採取の休止、又は岩石の採取の廃止の届出を受理すること。

(9) 採石業者に対し、認可を取り消し、又は岩石の採取の停止を命ずること。

(10) 採石業者に対し、災害の防止のための必要な措置をとるべきこと又は岩石の採取を停止すべきことを命ずること。

(11) 第三十二条の規定に違反して採石業を行った者又は第三十三条若しくは第三十三条の八の規定に違反して岩石の採取を行った者に対し、採取跡の崩壊防止施設の設置その他岩石の採取に伴う災害の防止のための必要な措置をとるべきことを命ずること。

(12) 市町村長からの災害防止に関する要請に基づき必要な調査及び措置をすること。

(13) 岩石の採取を廃止した者に対し、岩石の採取を行ったことにより生ずる災害を防止するため必要な設備をすることを命ずること。

(14) 第三十三条の十二の規定による命令をしようとするときに、聴聞を行うこと。

(15) 採石業者からその業務の状況に関する報告を徴し、又は職員にその岩石採取場若しくは事務所に立ち入り、業務の状況若しくは帳簿書類を検査させること。

(四) 島根県中山間地域研究センター条例施行規則に基づく次の権限

(1) 分析等依頼書、分析等依頼取消届出書及び成績書複本交付申請書を受理すること。

(2) 成績書を交付すること。

(五) 身体障害者福祉法に基づく次の権限

(1) 施設支給決定身体障害者からの申込みの受理及びこれに伴う契約に関すること。

(六) 児童福祉法に基づく次の権限

(1) 居宅支給決定保護者からの申込みの受理及びこれに伴う契約に関すること。

2 その他所要の改正

## 二 施行期日

平成十五年四月一日から施行することとした。

## 規 則

行政権限委任規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十五年三月二十八日

島根県知事 澄 田 信 義

## 島根県規則第三十二号

行政権限委任規則の一部を改正する規則

行政権限委任規則（昭和三十一年島根県規則第十四号）の一部を次のように改正する。  
別表支庁の部及び総務事務所の部を削る。

別表県立大学の部島根県立大学条例の項に次の一号を加える。

三 第九条第四項の規定に基づく入学検定料、入学料、授業料及び学生寮使用料の減免の決定

別表看護短期大学の部の次に次のように加える。

## 支庁

○ ふるさと島根の景観づくり条例（平成三年島根県条例第三十四号）

一 第十一条第一項の規定による同項各号に掲げる行為に係る届出の受理

二 第十一条第二項の規定による同条第一項各号に掲げる行為に係る届出事項の変更の届出の受理

三 第十七条第一項の規定による大規模行為に係る届出の受理

四 第十七条第二項の規定による大規模行為に係る届出事項の変更の届出の受理

○ 納税貯蓄組合法（昭和二十六年法律第百四十五号）

一 第二条第一項の規定による納税貯蓄組合規約の届出の受理

二 第十三条の規定による納税貯蓄組合の解散届の受理

○ 納税貯蓄組合法施行令（昭和二十六年政令第九十九号）

一 第二条第一項の規定による納税貯蓄組合である旨の証明書の交付

○ 島根県ひとにやさしいまちづくり条例（平成十年島根県条例第二十五号）

一 第十四条第一項の規定による適合証交付請求書の受理

二 第十四条第二項の規定による適合証の交付

三 第十七条の規定による新築等の届出の受理

四 第十八条の規定による指導及び助言

五 第十九条第二項の規定による立入調査

○ 主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律（平成六年法律第百十三号）

一 第三十五条第一項の規定により、小売業の登録を行うこと。

二 第四十七条第一項において準用する第十八条の規定により、改善に必要な措置をとるべきことを命ずること。

三 第四十七条第一項において準用する第十九条の規定により、登録を取り消し、又は業務の停止を命ずること。

○ 土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）

一 第八十九条の二第二項において準用する第五十二条第五項の規定による会議の招集

二 第八十九条の二第六項の規定による一時利用地の指定並びに従前の土地に係る使用及び収益の停止

三 第八十九条の二第九項の規定による換地処分通知

四 第百十三条の三第一項又は第二項の規定による管轄登記所への届出

五 第百三十二条第一項又は第百三十三条の規定による報告の徴収又は検査

○ 地すべり等防止法（昭和三十三年法律第三十号）

一 第十六条第一項の規定により、地すべり防止区域に関する調査等のため他人の占有する土地等に立ち入り、又は一時使用すること。

二 第十六条第二項において準用する第六条第二項又は第六項の規定により、土地の占有者等への土地の立入り又は一時使用の通知等をする。

三 第十八条第一項の規定により、地すべり防止区域内における行為（国土交通省所管の地すべり防止区域にあつては、同項第四号に係るものを除く。）を許可すること。

四 第二十条第二項の規定により、地すべり防止区域内における行為の協議をすること（支庁長の権限に属するものに限り、次号において同じ。）。

五 第二十一条第一項の規定により、許可の取消し等必要な処分を命ずること。

六 第二十二条第一項の規定により、地すべり防止施設に関する報告若しくは資料の提出を求め、又は立入検査をすること。

七 第二十三条第一項及び第二項の規定により、地すべり防止施策の改良等必要な措置を命ずること。

八 第二十五条の規定により、危険切迫時に居住者に対し立退きを指示し、及び管轄警察署長へ通知すること。

○ 海岸法（昭和三十一年法律第百一号）

一 第七条第一項の規定により、海岸保全区域の占用を許可（許可期間の更新の許可を含む。第八号において同じ。）すること。

二 第八条第一項の規定により、同項各号に掲げる行為を許可すること。

三 第十条第二項（第三十七条の八において準用する場合を含む。）及び第十三条第二項の規定により、国等からの協議を受けること。

四 第十二条第一項又は第二項の規定により、第一号及び第二号の許可の取消し等の監督処分をすること。

五 第十三条第一項の規定により、工事の設計及び実施設計について承認すること。

六 第十八条第一項又は第五項の規定（第三十七条の八において準用する場合を含む。）により、海岸保全区域に関する調査等のための他人の占用する土地等への立入り又は他人の土地の一時使用の通知をすること。

七 第二十条第一項の規定により、海岸管理者以外の海岸保全施設の管理者に対し報告等を求め、又は当該海岸保全施設の立入検査を命ずること。

八 第三十七条の四の規定により、一般公共海岸区域の占用の許可を行うこと。

九 第三十七条の五の規定により、同条各号に掲げる行為を許可すること。

十 第三十七条の八において準用する第十二条第一項又は第二項の規定により、前二号の許可の取消し等の監督処分をすること。

十一 第三十八条の二の規定により、第一号、第二号、第八号及び第九号の許可に条件を付すること。

○ 島根県海岸占用料等徴収条例（平成十二年島根県条例第二十七号）

一 第三条の規定により、占用料等の全部又は一部を免除すること（支庁長の権限に属するものに限る。次号において同じ。）。

二 第四条ただし書の規定により、占用料等の全部又は一部を還付すること。

○ 海岸保全区域の占用等に関する規則（昭和三十四年島根県規則第十号）

一 第五条の規定により、海岸保全区域又は一般公共海岸区域の占用又は行為の許可を

受けた者に対し、許可事項の変更について許可すること（支庁長の権限に属するものに限る。）。

二 第六条の規定により、占用者の氏名、名称、住所の変更等の届出を受理すること。

三 第七条の規定により、工事の着手、しゅん工等の届出を受理すること。

○ 森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）

一 第三十四条第八項の規定による立木を伐採した旨の届出の受理

二 第三十四条第九項の規定による届出の受理

三 第三十四条第十項の規定による伐採した立木の属する市町村長への通知

四 第三十四条の二第一項の規定による届出の受理

五 第三十四条の二第四項の規定による択伐しようとする立木の属する市町村長への通知

○ 森林法施行規則（昭和二十六年農林省令第五十四号）

一 第二十二条の八第二項の規定による届出の受理

○ 漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）

一 第三十五条の規定による休業の届出の受理

○ 島根県漁業調整規則（昭和四十年島根県規則第五十三号）

一 第五十四条の規定による漁場又は漁具の標識の設置に係る届出の受理

一 第四十条の規定による漁場の標識の設置に係る届出の受理

○ 国有財産法（昭和二十三年法律第七十三号）

一 第八条第二項の規定により、農林水産省及び国土交通省所管の国有財産（以下この項において「国有財産」という。）のうち普通財産を管理すること。

二 第三十一条の二第一項の規定による国有財産の調査又は測量を行うための他人の占有する土地への立入り

三 第三十一条の二第二項の規定による他人の占有する土地に立ち入ろうとする場合においてあらかじめ行う当該土地の占有者への通知

四 第三十一条の三第一項の規定による国有財産の隣接地の所有者に対し、立会場所、期日その他必要な事項を通知して行う境界を確定するための協議

五 第三十一条の三第三項の規定による確定された境界に係る書面の作成

六 第三十一条の四第一項の規定による国有財産の隣接地の所有者が立会いに応じない

場合において、当該隣接地の所在する市町村の職員の立会いを求めて行つ境界を定めるための調査

○ 島根県漁港管理条例（昭和三十四年島根県条例第二十六号）

一 第三条第二項の規定による甲種漁港施設の滅失等の届出の受理

二 第四条第一項の規定による工作物の新築等の承認の申請書の受理

三 第七条第二項の規定による危険物等の荷役許可の申請書の受理

四 第十一条の規定による甲種漁業施設の利用の届出の受理

五 第十五条第一項の規定による入出港の届出の受理

六 第十五条第二項の規定による漁港入出港状況報告書の受理

○ 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成十二年法律第四百号）

一 第四十三条の規定により、立入検査をすること。

○ 租税特別措置法施行規則（昭和三十二年大蔵省令第十五号）

一 第十五条第二項に規定する証明（所管事業に係るものに限る。）

○ 島根県法定外公共用財産占用料等徴収条例（平成十二年島根県条例第二十六号）

一 第四条の規定により、占用料等の全部又は一部を減免すること（支庁長の権限に属するものに限る。）。

○ 島根県法定外公共用財産の占用等に関する規則（昭和三十九年島根県規則第二十七号）

一 第三条の規定により、法定外公共用財産の使用及び収益（国土交通大臣の承認を要するものを除く。）の許可をすること。

二 第六条の規定により、法定外公共用財産の占用期間の更新を許可すること。

三 第七条の規定により、第三条又は第六条の許可事項の変更を許可すること。

四 第八条第一項ただし書又は第二項の規定により、第三条又は第六条の許可に係る権利の譲渡等又は許可を受けた者の地位の承継を許可すること。

五 第九条の規定により、第三条、第六条、第七条又は第八条第一項の規定により許可を受けた行為の廃止の届出を受理すること。

六 第十条の規定により、許可の取消し等をし、又は行為の中止等の措置を命ずること（支庁長の権限に属するものに限る。）。

七 第十一条第二項の規定により、法定外公共用財産の原状回復等について指示すること。

○ 道路法（昭和二十七年法律第八十号）

一 第二十条第一項の規定により、兼用工作物（堤防に限る。第十九号において同じ。）の管理について協議すること。

二 第二十二条第一項の規定により、道路を損傷し、又は汚損した行為により必要を生じた道路に関する工事又は道路の維持を当該行為者に施行させること。

三 第二十四条の規定により、次に掲げる道路に関する工事の設計及び実施計画について承認すること。

イ 地下埋設管の類を設ける場合

ロ 法面を埋め立てる場合

ハ 法面を切り取る場合

ニ 道路を設ける場合

ホ 道路に他の道路を交差又は接続させる場合

四 第三十二条第一項（第九十一条第二項において準用する場合を含む。）の規定により、次に掲げる場合の道路の占用を許可すること。

イ 道路に次に掲げる工作物、物件又は施設を設ける場合

(1) 電柱、電線、郵便差出箱、公衆電話所その他これらに類する工作物

(2) 水道管、下水道管、ガス管、かんがい用排水管その他これらに類する物件（外径が二十五センチメートル以上で道路の上空に設置するもの及び圧力が二十キログラム毎平方センチメートル以上の高圧ガス管を除く。）

グラム毎平方センチメートル以上の高圧ガス管を除く。）

グラム毎平方センチメートル以上の高圧ガス管を除く。）

グラム毎平方センチメートル以上の高圧ガス管を除く。）

(3) 索道及びその保安施設

(4) 日よけ、雨よけ、雪よけその他これらに類する施設

(5) 道路（道路の上空又は地下に設けるものを除く。）

(6) 露店、商品置場その他これらに類する施設

(7) 看板、標識、旗ざお及び横断幕

(8) 工事用板囲、足場、詰所その他の工事用施設

(9) 土石、竹木、瓦その他の工事用材料

ロ イに掲げる場合以外の場合

(1) 占用の期間が一月に満たないとき。

(2) 島根県道路管理規則（昭和五十三年島根県規則第十号）第五条第二項の規定により、道路の占用の許可を更新するものであるとき。

- 五 第三十二条第三項（第九十一条第二項において準用する場合を含む。）の規定により、許可事項の変更の許可をすること（前号に掲げる場合以外のものにあつては、軽易な変更に限る。）。
- 六 第三十二条第五項（第九十一条第二項において準用する場合を含む。）の規定により、道路の占用の許可について管轄警察署長に協議すること。
- 七 第三十四条（第九十一条第二項において準用する場合を含む。）の規定により、第三十二条第一項及び第三項の許可に必要な条件を付すること（支庁長の権限に属するものに限る。第二十七号において同じ。）。
- 八 第三十五条（第九十一条第二項において準用する場合を含む。）の規定により、第四号及び第五号に規定する場合において国等の行う道路の占用についての協議を受けること。
- 九 第四十四条の二第一項の規定により、違法放置物件を除去すること。
- 十 第四十四条の二第二項の規定により、違法放置物件を保管すること。
- 十一 第四十四条の二第三項の規定により、違法放置物件の返還のための公示を行うこと。
- 十二 第四十四条の二第四項の規定により、違法放置物件を売却し、売却代金を保管すること。
- 十三 第四十四条の二第五項の規定により、違法放置物件を廃棄すること。
- 十四 第四十六条第一項の規定により、道路の通行を禁止し、又は制限すること。
- 十五 第四十七条第三項の規定により、トンネル、橋、高架の道路その他これらに類する構造の道路について、安全であると認められる限度を超える車両の通行を禁止し、又は制限すること。
- 十六 第四十七条の二の規定により、第四十七条第一項の政令で定める最高限度又は同条第三項に規定する限度を超える車両の通行を許可すること。
- 十七 第四十七条の三第一項の規定により、車両の通行の中止等に関する措置を命ずること。
- 十八 第四十七条の四の規定により、道路の通行を禁止し、又は制限しようとする場合に、道路標識を設置すること。
- 十九 第五十五条第一項の規定により、兼用工作物の管理に関する費用の負担について協議すること。

- 二十 第五十八条第一項の規定により、道路を損傷し、又は汚損した行為を行った者に対して道路に関する工事又は道路の維持の費用を負担させること。
- 二十一 第六十七条の二第一項の規定により、車両を移動すること。
- 二十二 第六十七条の二第二項の規定により、管轄警察署長の意見を聴くこと。
- 二十三 第六十七条の二第三項の規定により、車両を保管すること。
- 二十四 第六十七条の二第四項の規定により、車両を返還するために必要な措置を講ずること。
- 二十五 第六十七条の二第五項の規定により、車両を移動すること。
- 二十六 第七十一条第一項又は第二項（第九十一条第二項において準用する場合を含む。）の規定により、許可若しくは承認を取り消し、その効力を停止し、若しくはその条件を変更すること（支庁長の権限に属するものに限る。）又は行為若しくは工事の中止、道路に存する工作物その他の物件の改築、移転、除去若しくは当該工作物その他の物件により生ずべき損害を予防するために必要な施設をすること若しくは道路を原状に回復することを命ずること。
- 二十七 第八十七条第一項の規定により、第三号及び第四号に掲げる場合の承認又は許可に必要な条件を付すること。
- 二十八 第九十五条の二の規定により、道路に区画線を設け、道路の通行を禁止し、若しくは制限し、又は横断歩道橋を設け、若しくは道路の交差部分及びその付近の道路の部分の改築を行おうとするときに公安委員会の意見を聴き、並びに道路の通行の禁止又は制限の内容及び理由を通知すること。
- 島根県道路占用料徴収条例（昭和二十八年島根県条例第十八号）
- 一 第三条第一項の規定により、占用料の減免をすること（支庁長の権限に属するものに限る。）。
- 二 第五条第一項ただし書の規定により、占用料を還付すること。
- 島根県道路管理規則
- 一 第二条第二項の規定により、道路工事の変更の承認をすること（支庁長の権限に属するもの及び軽易な変更に係るものに限る。）。
- 二 第三条第一項又は第八条第一項（第十四条において準用する場合を含む。）の規定により、承認（占用）工事着手届を受理し、必要な指示を与えること。
- 三 第三条第二項又は第八条第二項（第十四条において準用する場合を含む。）の規定

により、承認（占用）工事完了届を受理し、検査を行うこと。

四 第四条又は第九条（第十四条において準用する場合を含む。）の規定により、道路工事承認（道路占用許可）標識の表示を指示すること。

五 第五条第三項（第十四条において準用する場合を含む。）の規定により、道路占用工事計画書を受理すること（支庁長の権限に属するものに限る。）。

六 第十一条（第十四条において準用する場合を含む。）の規定により、道路の占用の権利譲渡を承認すること。

七 第十二条第一項（第十四条において準用する場合を含む。）の規定により、道路占用廃止届を受理すること。

八 第十二条第二項（第十四条において準用する場合を含む。）の規定により、道路原状回復届を受理し、検査を行うこと。

九 第十三条第一項（第十四条において準用する場合を含む。）の規定により、変更届及び道路維持届を受理すること。

○ 道路交通法（昭和三十五年法律第百五号）

一 第七十九条の規定により、所轄警察署長の行う道路の使用許可に関して協議を受けること。

二 第八十条第一項の規定により、道路の維持、修繕その他の管理のため工事又は作業を行うおとすときに所轄警察署長に協議すること。

三 第一百十条の二第三項の規定により、道路標識等による交通規制について公安委員会に対し意見を述べ、及び交通の規制に係る事項の通知を受けること。

○ 電線共同溝の整備等に関する特別措置法（平成七年法律第三十九号）

一 第十条の規定により、占用予定者に電線共同溝の占用の許可をすること。

二 第十一条第一項の規定により、占用予定者であつた者以外の者に電線共同溝の占用の許可をすること。

三 第十二条第一項の規定により、電線共同溝の占用に係る変更の許可をすること。

四 第十五条第一項の規定により、電線共同溝の占用に係る権利の譲渡について承認すること。

五 第十六条第二項の規定により、工事の中止又は電線の構造等の基準の遵守について必要な措置を講ずべきことを命ずること。

六 第十七条第一項の規定により、電線の改造、移転又は除却その他必要な措置を講ず

べきことを命ずること。

七 第二十条第二項の規定により、原状回復について必要な指示をすること。

八 第二十一条の規定により、国の行う電線共同溝の占用又は占用に係る権利の譲渡について協議を受けること。

九 第二十六条の規定により、占用の許可若しくは承認を取り消し、その内容を変更し、その効力を停止し、又は占用予定者の地位を取り消すこと。

○ 河川法（昭和三十九年法律第百六十七号）

一 第十六条の三第一項の規定により、市町村長の行う河川工事等について協議を受けること。

二 第十七条第一項の規定により、兼用工作物（道路を兼ねる堤防に限る。第十五号において同じ。）の工事等について協議を受けること。

三 第二十条の規定により、河川管理者以外の者の行う河川工事等について承認すること（国土交通大臣の認可若しくは承認又は国土交通省河川局長の承認を要するもの、流水占用の許可を伴うもの及びダムに係るものを除く。第五号から第八号までにおいて同じ。）。

四 第二十二条第一項又は第二項の規定により、洪水、高潮等による危険が切迫した場合において緊急措置をとること。

五 第二十四条の規定により、土地の占用を許可すること（許可期間の更新を許可することを含む。）。

六 第二十五条の規定により、土石等の採取を許可すること。

七 第二十六条第一項の規定により、工作物の新築等を許可すること。

八 第二十七条第一項の規定により、土地の掘削等を許可すること。

九 第三十条第一項又は第二項の規定により、工作物（ダムを除く。）の工事の完成検査をし、又は工事の完成前における当該工作物の一部使用を承認すること。

十 第三十一条第一項の規定により、第二十六条の許可に係る工作物（流水の占用を伴うものを除く。次号において同じ。）の用途廃止の届出を受理すること。

十一 第三十一条第二項の規定により、第二十六条の許可に係る工作物の除去等を命ずること。

十二 第三十三条第三項（第五十五条第二項及び第五十七条第三項において準用する場合を含む。）の規定により、第二十三条から第二十七条までの許可を受けた者の一般

承継人からその地位を承継した旨の届出を受理すること（支庁長の権限に属するものに限る。次号において同じ。）。

十三 第三十四条第一項の規定により、第二十三条から第二十五条までの許可に基づく権利の譲渡を承認すること。

十四 第六十六条の規定により、兼用工作物の管理に要する費用の負担について協議を受けること。

十五 第七十五条第一項又は第二項の規定により、第三号の承認及び第五号から第八号までの許可の取消し等の監督処分をすること。

十六 第七十八条第一項の規定により、許可又は承認を受けた者から河川管理上必要な報告を徴し、又は職員に工事その他の行為に係る場所に立ち入らせ、工事その他の行為の状況等を検査させること（緊急を要する場合に限る。）。

十七 第八十九条第一項、第二項又は第六項の規定により、調査、工事等のための立入り等を行うこと。

十八 第九十条第一項の規定により、第三号、第五号から第九号まで及び第十四号の承認若しくは許可又は次号の回答に必要な条件を付すること。

十九 第九十五条の規定により、第三号、第五号から第九号まで及び第十四号に係る事項について国からの協議を受けること。

二十 第九十九条の規定により、河川管理施設の維持又は操作その他これに類する河川の管理に属する事項を関係地方公共団体に委託すること。

○ 河川附帯工事の費用負担に関する事務取扱規則（昭和四十年建設省令第二十号）

一 第二条の規定により、工作物の管理者に附帯工事の施行の通知をすること。

二 第四条第一項の規定により、附帯工事の施行に関する計画を定め、これを工作物の管理者に通知すること。

三 第四条第三項の規定により、附帯工事に要する費用の負担について工作物の管理者と協定を結ぶこと。

四 第八条の規定により、工作物の引継ぎをすること。

○ 島根県流水占用料等徴収条例（平成十二年島根県条例第二十八号）

一 第三条第二項の規定により、流水占用料等の全部又は一部を免除すること（支庁長の権限に属するものに限る。次号において同じ。）。

二 第四条ただし書の規定により、流水占用料等の全部又は一部を還付すること。

○ 砂利採取法（昭和四十三年法律第七十四号）

一 第十六条の規定により、砂利採取計画を認可すること（第四十三条の規定による国等からの協議を受けることを含む。次号において同じ。）。

二 第二十条第一項の規定により、第十六条の認可に係る採取計画の変更を認可すること。

三 第二十条第二項の規定により、第十六条の認可を受けた砂利採取業者からの当該認可に係る採取計画について第二十条第一項ただし書の経済産業省令、国土交通省令で定める軽微な変更をする旨の届出を受理すること。

四 第二十条第三項の規定により、第十六条の認可を受けた砂利採取業者からの第十八条第一項第一号の事項又は同条第二項の書類に変更があつた旨の届出を受けること。

五 第二十二条の規定により、第十六条の認可に係る採取計画に基づいて行われている砂利の採取が第十九条に規定する要件に該当することとなり、又は該当することとなるおそれがあると認められる場合においては当該認可を受けた砂利採取業者に対し、当該認可に係る採取計画を変更すべきことを命ずること。

六 第二十三条第一項の規定により、砂利採取業者に対し砂利の採取に伴う災害の防止のための必要な措置をとるべきこと又は砂利の採取を停止すべきことを命ずること。

七 第二十三条第二項の規定により、第三条の規定に違反して砂利採取を行った者又は第十六条若しくは第二十一条の規定に違反して砂利の採取を行った者に対し、採取跡の埋め戻しその他砂利の採取に伴う災害の防止のための必要な措置をとるべきことを命ずること。

八 第二十四条の規定により、第十六条の認可を受けた砂利採取業者からの砂利の採取を廃止した旨の届出を受理すること。

九 第二十六条の規定により、第十六条の認可を受けた砂利採取業者に対し、当該認可を取り消し、又は六月以内の期間を定めて当該認可に係る砂利採取場における砂利の採取の停止を命ずること。

十 第三十一条第一項の規定により、第一号及び第二号の認可に条件を付すること。

十一 第三十三条の規定により、砂利採取業者に対し、その業務に関し報告をさせること。

十二 第三十四条第二項又は第三項の規定により、職員に、砂利の採取を業として行う者の事務所、砂利採取場その他の業務を行う場所に立ち入り、帳簿、書類その他の

物件を検査させ、又は質問させること。

十三 第三十六条第三項の規定により、認可の申請等のあつた旨及び認可等の処分をした旨を関係市町村長へ通報すること。

十四 第三十七条第二項の規定により、市町村長からの災害防止に関する要請に基づき必要な調査及び措置をすること。

十五 第三十八条第一項の規定により、第二十六条の規定による命令をしようとするとき、聴聞を行うこと。

○ 採石法（昭和二十五年法律第二百九十一号）

一 第三十三条の規定により、採取計画を認可すること（第四十二条の二の規定による国等からの協議を受けることを含む。次号において同じ。）。

二 第三十三条の五第一項の規定により、第三十三条の認可に係る採取計画の変更を認可すること。

三 第三十三条の五第二項の規定により、第三十三条の認可を受けた採石業者からの当該認可に係る採取計画について第三十三条の五第一項ただし書の経済産業省令で定める軽微な変更をする旨の届出を受理すること。

四 第三十三条の五第四項の規定により、第三十三条の認可を受けた採石業者からの第三十三条の三第一項第一号又は第二号の事項に変更があつた旨の届出を受理すること。

五 第三十三条の六の規定により、第三十三条の認可又は第三十三条の五第一項の規定による変更の認可に係る処分をする場合に、関係市町村長の意見を聴くとともに、これらの処分をしたときに、その旨を当該関係市町村長に通報すること。

六 第三十三条の七の規定により、第三十三条の認可又は第三十三条の五第一項の規定による変更の認可に条件を付すること。

七 第三十三条の九の規定により、第三十三条の認可に係る採取計画に基づいて行われている岩石の採取が第三十三条の四に規定する要件に該当することになると認められる場合は、当該認可を受けた採石業者に対し、当該認可に係る採取計画を変更すべきことを命ずること。

八 第三十三条の十の規定により、第三十三条の認可を受けた採石業者からの岩石の採取を引き続き六月以上休止しようとする旨、又は当該岩石の採取を廃止した旨の届出を受理すること。

九 第三十三条の十二の規定により、第三十三条の認可を受けた採石業者に対し、当該

認可を取り消し、又は六月以内の期間を定めて当該認可に係る岩石採取場における岩石の採取の停止を命ずること。

十 第三十三条の十三第一項の規定により、採石業者に対し岩石の採取に伴う災害の防止のための必要な措置をとるべきこと又は岩石の採取を停止すべきことを命ずること。

十一 第三十三条の十三第二項の規定により、第三十二条の規定に違反して採石業を行った者又は第三十三条若しくは第三十三条の八の規定に違反して岩石の採取を行った者に対し、採取跡の崩壊防止施設の設置その他岩石の採取に伴う災害の防止のための必要な措置をとるべきことを命ずること。

十二 第三十三条の十四第二項の規定により、市町村長からの災害防止に関する要請に基づき必要な調査及び措置をすること。

十三 第三十三条の十七の規定により、岩石採取場において岩石の採取を行ったことにより生ずる災害を防止するため必要な設備をすることを命ずること。

十四 第三十三条の四第一項の規定により、第三十三条の十二の規定による命令をしようとするときに、聴聞を行うこと。

十五 第四十二条第一項の規定により、採石業者からその業務の状況に関する報告を徴し、又は職員にその岩石採取場若しくは事務所に立ち入り、業務の状況若しくは帳簿書類を検査させること。

○ 港湾法（昭和二十五年法律第二百十八号）

一 第三十四条において準用する第十二条第一項第五号の規定により、けい留施設を利用する船舶に対し必要な規制を行うこと。

二 第三十四条において準用する第十二条第一項第五号の二の規定により、出入港船舶から届出を受理すること。

三 第三十七条第一項の規定により、港湾区域等の区域内における同項各号のいずれかに掲げる行為（第四十六条又は補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和三十年法律第七十九号）第二十二条に該当するものを除く。）を許可すること。

四 第三十七条第三項の規定により、国等からの協議を受けること（支庁長の権限に属するものに限る。）。

五 第三十八条の二第一項の規定により、臨港地区内において同項各号に掲げる行為について届出を受理すること。

六 第三十八条の二第四項の規定により、届出事項の変更の届出を受理すること。



七 第三十八条の二第九項の規定により、国等からの通知を受理すること。

八 第五十六条第一項の規定により、指定水域内において、水域施設、外かく施設若しくはけい留施設を建設し、その他水域の一部を占用し、又は土砂を採取することを許可すること。

九 第五十六条の三第一項の規定により、水域において水域施設等を建設し、又は改良しようとする者からの届出を受理すること。

十 第五十六条の三第三項の規定により、国等からの通知を受理すること。

○ 島根県港湾施設条例（昭和三十九年島根県条例第二十四号）

一 第三条の規定により、港湾施設の利用（港湾法第四十六条又は補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第二十二条に該当するもの及び国土交通省港湾局長との協議を要するものを除く。）を許可すること。

二 第五条の規定により、使用料を減免すること（支庁長の権限に属するものに限る。）。

三 第八条の規定により、港湾施設の利用許可を取り消し、又は条件を変更すること。

○ 島根県港湾施設条例施行規則（昭和三十九年島根規則第三十号）

一 第二条の規定により、許可申請書を受理すること。

二 第五条の規定により、着手、完成届を受理すること。

○ 港湾区域及び港湾隣接地域に係る占用料等に関する条例（平成十二年島根県条例第二十九号）

一 第三条の規定により、占用料等の全部又は一部を免除すること（支庁長の権限に属するものに限る。次号において同じ。）。

二 第四条ただし書の規定により、占用料等の全部又は一部を還付すること。

○ 港湾区域及び港湾隣接地域内の占用等に関する規則（昭和四十年島根規則第十八号）

一 第四条の規定により、許可申請書を受理すること。

二 第五条の規定により、変更許可申請書を受理すること。

三 第六条の規定により、氏名、名称及び住所の変更等の届出を受理すること。

四 第七条第二項の規定により、更新許可申請書を受理すること。

○ 砂防法（明治三十年法律第二十九号）

一 第二十二条の規定により、砂防工事のため必要な土石、砂れき、芝草等の供給を受

けること。

二 第二十二条ただし書の規定により、補償金を供託すること。

三 第二十三条第一項の規定により、指定土地等に立ち入り、又はこれらの土地を材料置場等に使用し、又は障害物を除去すること。

○ 砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）

一 第六条の規定により、土石等を供給させる場合に供給物件の種類等をその所有者又は市町村長に通知すること。

二 第七条の規定により、土地を材料置場等に供しようとする場合にその場所又は障害物を所有者又は市町村長に通知すること。

三 第八条の規定により、砂防工事の施行について土地の所有者又は市町村長に通知すること。

○ 島根県砂防指定地管理条例（平成十五年島根県条例第三十二号）

一 第四条第一項の規定により、砂防指定地における行為を許可すること（砂防指定地の解除又は砂防設備の公用廃止を伴うものを除く。第三号、第四号、第七号及び第十号から第十二号までにおいて同じ。）。

二 第四条第三項の規定により、許可に条件を付すること。

三 第五条第一項の規定により、砂防設備の占用を許可すること。

四 第六条の規定により、砂防指定地における行為の協議に同意すること。

五 第七条第一項の規定により、許可の期間を定めること。

六 第七条第二項の規定により、許可の更新の許可をすること。

七 第八条第一項の規定により、許可内容の変更の許可をすること。

八 第九条の規定により、着手、完了、中止及び廃止の届出並びに住所、氏名等の変更の届出を受理すること。

九 第十条第二項の規定により、地位の承継の届出を受理すること。

十 第十一条の規定により、地位の譲渡を許可すること。

十一 第十二条の規定により、許可の取消し等必要な措置をとること又は原状回復を命ずること。

十二 第十三条ただし書の規定により、原状に回復することが不適当であると認めるとき。

○ 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和四十四年法律第五十七号）

一 第五条第一項の規定により、他人の占有する土地に立ち入り、又は特別の用途のない他人の土地を材料置場若しくは作業場として一時使用をし、同条第二項本文（第十七条第二項において準用する場合を含む。）の規定により、土地の占有者へその旨を通知すること。

二 第五条第六項（第十七条第二項において準用する場合を含む。）の規定により、土地の占有者へ一時使用の通知をしてその意見を聴くこと。

三 第七条第一項の規定により、急傾斜地崩壊危険区域内における行為（同項第二号に係るものを除く。）を許可すること。

四 第七条第三項の規定により、同条第一項に掲げる行為に着手している旨の届出を受理すること（支庁長の権限に属するものに限る。次号及び第六号において同じ。）。

五 第七条第四項の規定により、同条第一項に掲げる行為の協議を受けること。

六 第八条第一項の規定により、許可の取消し等必要な措置を命ずること。

七 第九条第三項の規定により、土地の所有者等に対して必要な措置を勧告すること。

八 第十一条第一項の規定により、立入検査を行うこと。

九 第十七条第一項の規定により、他人の占有する土地に立ち入り、又は特別の用途のない他人の土地を材料置場若しくは作業場として一時使用をすること。

十 第二十六条の規定により、土地の所有者等に対し必要な報告を求めること。

○ 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律施行細則（昭和四十四年島根県規則第七十号）

一 第四条の規定により、許可事項の変更を許可すること（支庁長の権限に属するものに限る。）。

○ 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）

一 第五条第一項の規定により、基礎調査のために他人の占有する土地に立ち入り、又は特別の用途のない他人の土地を作業場として一時使用をすること。

二 第九条第一項の規定による特別警戒区域内における特定開発行為の許可の申請について、第十五条第一項（第十六条第四項において準用する場合を含む。）の規定により、許可又は不許可の処分をし、第十五条第二項の規定により通知すること。

三 第十二条（第十六条第四項において準用する場合を含む。）の規定により、許可に条件を付すること。

四 第十三条第一項の規定により、特定開発行為に着手している旨の届出を受理すること。

五 第十三条第二項の規定により、届出をした者に対して必要な助言又は勧告をすること。

六 第十四条（第十六条第四項において準用する場合を含む。）の規定により、国等からの協議を受けること。

七 第十六条第一項又は第三項の規定により、変更許可をし、又は変更の届出を受理すること。

八 第十七条の規定により、工事の完了届を受理し、完了検査をし、及び検査済証を交付すること。

九 第十九条の規定による対策工事等の廃止届を受理すること。

十 第二十条第一項の規定により、許可の取消し等必要な措置を命じ、同条第三項の規定により、標識の設置等によりその旨を公示すること。

十一 第二十一条第一項の規定により、立入検査をすること。

十二 第二十二条の規定により、土地及び対策工事等の状況について報告若しくは資料の提出を求め、又は必要な助言若しくは勧告をすること。

十三 第二十五条第一項の規定により、建築物の所有者、管理者又は占有者に対し、建築物の移転その他必要な措置をとることを勧告すること。

○ 公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法（昭和二十六年法律第九十七号）

一 第九条第一項の規定により、国の負担金の交付を受ける市町村に対し、災害復旧事業に関して必要な検査をし、報告を求め、又は必要な指示をすること。

○ 島根県市町村公共土木施設災害復旧事業事務取扱規則（昭和四十四年島根県規則第二十二号）

一 第五条の規定により、実施設計及び変更設計を承認すること。

二 第六条第一項の規定により、工事着手報告書を受理すること。

三 第六条第二項の規定により、工事変更報告書を受理すること。

四 第七条の規定により、工事竣工報告書を受理すること。

五 第十一条の規定により、実施設計又は変更に係る申請を承認すること。

○ 都市計画法（昭和四十三年法律第百号）

一 第二十九条第一項又は第二号の規定により、開発行為（開発審査会の議を経るもの

を除く。)の許可をすること。

二 第三十四条第九号の規定による届出書を受理すること。

三 第三十五条の二第一項又は第三項の規定により、変更許可をし、又は変更の届出を受理すること。

四 第三十六条の規定による開発行為に関する工事の完了届を受理し、完了検査をし、及び完了検査済証を交付すること。

五 第三十七条の規定により、工事完了公告前の建築物の建築等の着工の承認をすること。

六 第三十八条の規定による開発行為に関する工事の廃止届を受理すること。

七 第四十一条第二項ただし書の規定により、建築物の建築を許可すること。

八 第四十二条第一項ただし書の規定により、予定建築物以外の建築物の新築等の許可をすること。

九 第四十三条第一項の規定により、開発許可を受けた区域以外の区域における建築物の新築等を許可(開発審査会の議を経るものを除く。)すること。

十 第四十五条の規定により、開発許可に基づく地位の承継を承認すること。

十一 第四十六条の規定により、開発登録簿を調製し保管すること。

十二 第四十七条第五項の規定により、開発登録簿の写しを交付すること。

十三 第五十三条第一項の規定により、都市計画施設の区域市街地開発事業の施行区域内における建築を許可すること。

十四 第八十条第一項の規定により、許可又は承認を受けた者に対して報告若しくは資料の提出を要求し、又は勧告若しくは助言をすること。

十五 第八十二条第一項の規定により、土地の立入り又は工事の状況の検査をすること。

○ 都市計画法施行規則(昭和四十四年建設省令第四十九号)

一 第六十条の規定により、その計画が都市計画法第二十九条、第三十五条の二、第四十一条から第四十三条まで又は第五十三条の規定に適合していることを証明すること。

○ 鳥根県都市計画法施行細則(昭和四十六年鳥根県規則第二十二号)

一 第十八条の規定により、地位承継届出書を受理すること。

○ 租税特別措置法に基づく優良宅地認定事務に関する規則(昭和四十九年鳥根県規則第三十六号)

一 第三条及び第五条の規定による認定をすること。

二 第四条第一項の規定により、認定書を交付すること。

三 第四条第二項の規定による通知をすること。

四 第六条第二項、第九条及び第十条の規定により、証明書を交付すること。

五 第七条及び第八条の規定による届出書を受理すること。

○ 租税特別措置法に基づく優良宅地認定事務に関する規則(昭和四十九年鳥根県規則第五十三号)

一 第四条の規定による認定をすること。

二 第五条第一項の規定により、認定済証を交付すること。

三 第五条第二項の規定による通知をすること。

○ 土地区画整理法(昭和二十九年法律第百十九号)

一 第七十六条第一項から第三項までの規定により、土地区画整理事業施行地区内において建築行為等の許可等をすること。

○ 土地収用法(昭和二十六年法律第百十九号)

一 第三十六条第一項及び第二項の規定により、土地調査及び物件調査を作成し、これに署名押印すること。

二 第三十六条の二第二項の規定により、収用し、又は使用しようとする一筆の土地が所在する市町村長に対して、土地調査及び物件調査の写しを添付した申出書を提出すること。

三 第三十六条の二第五項の規定により、土地所有者及び関係人に対して同条第三項の規定による公告があつた旨を通知すること。

○ その他の事務

一 土地改良法の規定による換地処分に係る登記及びこれに必要な代位登記の嘱託

二 工事の施行に伴い取得又は処分した土地及び国土交通省所管の固有財産に係る登記の嘱託

三 土地改良登記令(昭和二十六年政令第百四十六号)の規定による登記の申請に当たり必要な理事等の資格証明書又は土地改良事業該当地証明書の交付

四 土地改良財産の境界確認に関する次に掲げる事務

イ 土地改良財産と隣接する土地との境界の確認

ロ 土地改良財産に隣接する土地の地積訂正等に伴つ同意

五 土地改良財産の改築工事の承認

六 土地改良区又は土地改良区連合が農林漁業金融公庫資金の貸付けを受ける場合の役員資格証明書の交付

七 漁港施設の境界確認に関する次に掲げる事務

イ 漁港施設と隣接する土地との境界の確認

ロ 漁港施設に隣接する土地の地積訂正等に伴う同意

八 工事の共同施行に関する協議及び協定の締結

九 工事の受託施工に関する協議及び契約の締結

十 工事の施行に伴い取得する土地に係る不在者財産管理人又は相続財産管理人の選任審判を家庭裁判所へ申し立てること。

十一 道路の境界確認に関する次に掲げる事務

イ 道路敷地と民有土地との境界の確認

ロ 道路敷地に隣接する土地の地積訂正等に伴う同意

総務事務所

○ ふるさと島根の景観づくり条例

一 第十一条第一項の規定による同項各号に掲げる行為に係る届出の受理

二 第十一条第二項の規定による同条第一項各号に掲げる行為に係る届出事項の変更の届出の受理

三 第十七条第一項の規定による大規模行為に係る届出の受理

四 第十七条第二項の規定による大規模行為に係る届出事項の変更の届出の受理

○ 納税貯蓄組合法

一 第二条第一項の規定による納税貯蓄組合法規約の届出の受理

二 第十三条の規定による納税貯蓄組合の解散届の受理

○ 納税貯蓄組合法施行令

一 第二条第一項の規定による納税貯蓄組合である旨の証明書の交付

中山間地域研究センター

○ 島根県中山間地域研究センター条例（平成十四年島根県条例第六十一号）

一 第三条第一項の規定による施設及び設備の使用の許可

二 第三条第三項の規定により、同条第一項の許可に条件を付すること。

三 第四条の規定により、第三条第一項の許可を取り消し、許可に付した条件を変更し、又は使用の中止を命ずること。

四 第五条第三項ただし書の規定により、納付期限を定めること。

五 第六条の規定により、使用料等を減免すること。

○ 島根県中山間地域研究センター条例施行規則（平成十四年島根県規則第九十八号）

一 第二条第二項の規定により、開所時間を変更すること。

二 第三条ただし書の規定により、休所日に開所し、又は臨時に休所すること。

三 第四条の規定による施設等使用申請書の受理

四 第五条の規定による施設等使用許可書の交付

五 第六条第一項の規定による施設等使用変更許可申請書の受理

六 第七条の規定による施設等使用中届出書の受理

七 第八条の規定による使用終了の届出の受理

八 第九条の規定による分析等依頼書の受理

九 第十条の規定による分析等依頼取消届出書の受理

十 第十一条第一項の規定による成績書の交付

十一 第十一条第二項の規定による成績書複本交付申請書の受理

十二 第十三条第一項の規定による使用料等減免申請書の受理

十三 第十三条第二項の規定による使用料等減免決定通知書の交付

十四 第十四条第二項の規定による使用料還付請求書の受理

十五 第十五条第八号の規定による遵守事項を定めること。

十六 第十六条の規定による損壊等の届出の受理及び指示

別表福祉事務所の部知的障害者福祉法の項を削る。

別表保健所の部栄養改善法の項を次のように改める。

健康増進法（平成十四年法律第百三号）

一 第二十二條の規定による指導及び助言

二 第二十四條第一項の規定による報告の徴収及び栄養指導員による立入検査

三 第二十七條第一項の規定による立入検査又は収去命令

別表児童相談所の部の次に次のように加える。

○ 身体障害者授産センター

一 第十七条の十第一項の規定による施設支給決定身体障害者からの入所の申込みの受理及びこれに伴う契約に関すること。

## 知的障害児施設

## ○ 児童福祉法

一 第二十一条の十第一項の規定による居宅支給決定保護者からの児童居宅支援の利用の申込みの受理及びこれに伴う契約に関する事。

別表農林振興センターの部林業種苗法の項を削る。

別表中山間地域研究センターの部を削る。

別表水産事務所部の部島根県内水面漁業調整規則の項第一号中「第三十九条」を「第四十条」に改め、同部遊漁船業の適正化に関する法律の項を削る。

別表土木建築事務所及び土木事務所の部道路法の項第一号中「第十六号」を「第十九号」に改め、同項第三号中「道路管理者以外の者の行う次に掲げる道路に関する工事又は道路の維持」を「次に掲げる道路に関する工事の設計及び実施設計」に改め、同項第四号口②中「第五条第三項」を「第五条第二項」に改め、同項第七号中「第二十四号」を「第二十七号」に改め、同項第二十六号中「法」を削り、「変更し、」を「変更すること（土木建築事務所長等の権限に属するものに限る。）」に改め、同項第二十八号中「附近」を「付近」に改め、同部島根県道路管理規則の項第五号中「第五条第四項」を「第五条第三項」に改め、同部河川法の項第十二号を削り、同項第十三号中「受けること」の下に「（土木建築事務所長等の権限に属するものに限る。次号において同じ。）」を加え、同号を同項第十二号とし、同項第十四号から第二十一号までを一号ずつ繰り上げ、同部島根県海岸占用料等徴収条例の項第一号中「（土木建築事務所長等の権限に属するものに限る。次号において同じ。）」を削り、同部海岸保全区域の占用等に関する規則の項第一号中「（土木建築事務所長等の権限に属するものに限る。第四号において同じ。）」を削り、同部砂利採取法の項第三号中「通商産業省令、建設省令」を「経済産業省令、国土交通省令」に改め、同項第四号中「第十八条第一項第一号」の下に「又は第二号」を加え、同項第六号中「第十号及び第十一号」を「第十一号、第十二号及び第十五号」に改め、同項第十三号を第十四号とし、第九号から第十二号までを一号ずつ繰り下げ、第八号の次に次の一号を加える。

九 第二十六条の規定により、第十六条の認可を受けた砂利採取業者に対し、当該認可を取り消し、又は六月以内の期間を定めて当該認可に係る砂利採取場における砂利の採取の停止を命ずること。

別表土木建築事務所及び土木事務所の部砂利採取法の項に次の一号を加える。

十五 第三十八条第一項の規定により、第二十六条の規定による命令をしようとするときに、聴聞を行うこと。

別表土木建築事務所及び土木事務所の部砂利採取法の項の次に次のように加える。

## ○ 採石法

一 第三十三条の規定により、採取計画を認可すること（第四十二条の二の規定による国等からの協議を受けることを含む。次号において同じ。）。

二 第三十三条の五第一項の規定により、第三十三条の認可に係る採取計画の変更を認可すること。

三 第三十三条の五第二項の規定により、第三十三条の認可を受けた採石業者からの当該認可に係る採取計画について第三十三条の五第一項ただし書の経済産業省令で定める軽微な変更をする旨の届出を受理すること。

四 第三十三条の五第四項の規定により、第三十三条の認可を受けた採石業者からの第三十三条の三第一項第一号又は第二号の事項に変更があった旨の届出を受理すること。

五 第三十三条の六の規定により、第三十三条の認可又は第三十三条の五第一項の規定による変更の認可に係る処分をする場合に、関係市町村長の意見を聴くとともに、これらの処分をしたときに、その旨を当該関係市町村長に通報すること。

六 第三十三条の七の規定により、第三十三条の認可又は第三十三条の五第一項の規定による変更の認可に条件を付すること。

七 第三十三条の九の規定により、第三十三条の認可に係る採取計画に基づいて行われている岩石の採取が第三十三条の四に規定する要件に該当することになると認められる場合は、その認可を受けた採石業者に対し、当該認可に係る採取計画を変更すべきことを命ずること。

八 第三十三条の十の規定により、第三十三条の認可を受けた採石業者からの岩石の採取を引き続き六月以上休止しようとする旨、又は当該岩石の採取を廃止した旨の届出を受理すること。

九 第三十三条の十二の規定により、第三十三条の認可を受けた採石業者に対し、当該認可を取り消し、又は六月以内の期間を定めて当該認可に係る岩石採取場における岩石の採取の停止を命ずること。

十 第三十三条の十三第一項の規定により、採石業者に対し岩石の採取に伴う災害の防止のための必要な措置をとるべきこと又は岩石の採取を停止すべきことを命ずること。

十一 第三十三條の十三第二項の規定により、第三十二條の規定に違反して採石業を行つた者又は第三十三條若しくは第三十三條の八の規定に違反して岩石の採取を行つた者に対し、採取跡の崩壊防止施設の設置その他岩石の採取に伴つた災害の防止のための必要な措置をとるべきことを命ずること。

十二 第三十三條の十四第二項の規定により、市町村長からの災害防止に関する要請に基づき必要な調査及び措置をすること。

十三 第三十三條の十七の規定により、岩石採取場において岩石の採取を行つたことにより生ずる災害を防止するため必要な設備をすることを命ずること。

十四 第三十四條の四第一項の規定により、第三十三條の十二の規定による命令をしようとするときに、聴聞を行うこと。

十五 第四十二條第一項の規定により、採石業者からその業務の状況に関する報告を徴し、又は職員にその岩石採取場若しくは事務所に立ち入り、業務の状況若しくは帳簿書類を検査させること。

別表土木建築事務所及び土木事務所の部島根県砂防指定地管理規則の項を次のように改める。

○ 島根県砂防指定地管理条例

一 第四條第一項の規定により、砂防指定地における行為を許可すること（砂防指定地の解除又は砂防設備の公用廃止を伴つるものを除く。第三号、第四号、第七号及び第十号から第十二号までにおいて同じ。）。

二 第四條第三項の規定により、許可に条件を付すること。

三 第五條第一項の規定により、砂防設備の占用を許可すること。

四 第六條の規定により、砂防指定地における行為の協議に同意すること。

五 第七條第一項の規定により、許可の期間を定めること。

六 第七條第二項の規定により、許可の更新の許可をすること。

七 第八條第一項の規定により、許可内容の変更の許可をすること。

八 第九條の規定により、着手、完了、中止及び廃止の届出並びに住所、氏名等の変更の届出を受理すること。

九 第十條第二項の規定により、地位の承継の届出を受理すること。

十 第十一條の規定により、地位の譲渡を許可すること。

十一 第十二條の規定により、許可の取消し等必要な措置をとること又は原状回復を命

ずること。

十二 第十三條ただし書の規定により、原状に回復することが不適当であると認めるとき。

別表土木建築事務所及び土木事務所の部土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律の項第二号中「同条第二項」を「第十五条第二項」に改め、同項第十一号から第十三号までの規定中「法」を削り、同部都市計画法の項第十二号中「第四十七条第四項」を「第四十七条第五項」に改め、同部都市計画法施行規則の項第一号中「（以下この項において「法」という。）」を削り、「第三十七条」を「第三十五条の二」に改め、同部租税特別措置法に基づき優良住宅認定事務に関する規則の項第一号中「及び第五条」を削り、同項に次の二号を加える。

一 第五条第一項の規定により、認定済証を交付すること。

二 第五条第二項の規定による通知をすること。

別表土木建築事務所及び土木事務所の部土地区画整理法の項第一号中「第三項」の下に「まで」を、「許可」の下に「等」を加える。

別表高速道路事務所の部中「高速道路事務所」を「高規格道路事務所」に改める。

附 則

この規則は、平成十五年四月一日から施行する。ただし、別表保健所の部栄養改善法の項の改正規定は、平成十五年五月一日から施行する。